

「滋賀県災害廃棄物処理計画」の策定

環境・農水常任委員会資料
平成28年(2016年)6月16日(木)
琵琶湖環境部循環社会推進課

環境省の「災害廃棄物対策指針」に基づき、滋賀県地域防災計画と整合を取りながら、災害時における廃棄物処理を適正かつ迅速に行うため、「滋賀県災害廃棄物処理計画」を策定する。

これまでの動き

【県】

・災害廃棄物広域処理調整マニュアル／市町災害廃棄物広域処理モデルマニュアルの作成(H25.3)

【国】

・災害廃棄物対策指針の策定(H26.3)
・廃棄物処理法／災害対策基本法の改正(H27.8)

課題

✓災害廃棄物の処理についての必要事項を平常時に計画として取りまとめておく必要がある。
✓災害廃棄物対策指針において、県および市町に処理計画の策定が求められている。
✓改正廃棄物処理法において、平時から災害時の備えを実施することとされた。
✓大規模災害時には、地方自治法の事務委託を受け、県が被災市町に代わり災害廃棄物を処理することとなる。

H28:基礎調査実施(県)

滋賀県地域防災計画の地震被害想定を利用

災害によって発生する廃棄物
○災害廃棄物発生量の推計
○災害廃棄物処理可能量・要処理量の推計
○仮置場必要面積等の検討
○仮設処理施設必要性等の検討
○災害廃棄物処理フロー・処理スケジュール
○処理困難物等処理方法の検討

避難生活等から発生する廃棄物

○避難所ごみ量の推計
○し尿発生量の推計
○仮設トイレ必要数の推計

情報提供

H29:滋賀県災害廃棄物処理計画策定

(イメージ)

| 平常時 | 応急対応 / 復旧復興 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> >組織体制構築 >情報収集体制整備 >協力支援体制強化・充実 >職員の教育・訓練 | <ul style="list-style-type: none"> >災害廃棄物処理業務 市町が行う災害廃棄物処理の支援 ・県内市町の被害情報の収集 ・県内災害廃棄物発生量の集約 ・災害廃棄物処理のための情報収集 ・広域処理支援の調整 <p>被災市町からの事務受託</p> |

相互調整

情報提供・支援

市町災害廃棄物処理計画(イメージ)

| 平常時 | 応急対応 / 復旧復興 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> >組織体制構築 >情報収集体制整備 >協力支援体制強化・充実 >職員の教育・訓練 | <ul style="list-style-type: none"> >災害廃棄物処理業務 <p>災害廃棄物処理主体として、災害廃棄物の処理に必要な事項を記載。</p> |

地域防災計画との整合性確保

広域連携

- 国(環境省)
- 他府県
- 関西広域連合
- 地域ブロック協議会(近畿・中部)
- 被災していない県内市町・一部事務組合